



長野県報

10月29日(木)
令和 8 年
(2026年)
第755号

目次

規則

- 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育政策課）…………… 1
管理職員等の範囲を定める規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）… 2

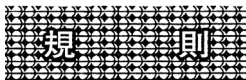
告示

- 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）…………… 3
長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域の指定（水大気環境課）…………… 3
解除予定保安林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）…………… 4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）…………… 4

公告

- 表彰規則に基づく表彰（人事課）…………… 6
農地を利用する権利の設定の裁定申請（農業政策課）…………… 6
県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課）…………… 7
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（都市・まちづくり課）…………… 7
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）…………… 8
土地改良区清算人の就任の届出（農地整備課）…………… 8
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）…………… 8
特定調達契約に係る落札者の決定（組織犯罪対策第二課）…………… 9

- 正 誤（医療政策課）…………… 9
（道路管理課）…………… 9



長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和 8 年10月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第12号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高校改革の推進に係る総合調整に関すること。

附則第2項中「高校改革の推進に係る総合調整及び」を削る。

別表第7の教育政策課の項の次に次のように加える。

学びの改革支援課	高校特色化推進担当課長	第8条第5号に関する事務の総括掌理及び当該事務に従事する職員の指揮監督
----------	-------------	-------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年11月 1 日から施行する。
(長野県教育委員会事務処理規則の一部改正)
- 2 長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。
- 3 前項の規定にかかわらず、本庁の課長は、その権限に属する事務の一部を、担当課長（高校特色化推進担当課長をいう。第 9 条第 4 項において同じ。）に専決させることができる。
第 9 条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える。
- 4 前項の規定にかかわらず、担当課長が主管する事務にあつては、課長が不在のときは担当課長が、課長及び担当課長がともに不在のときはあらかじめ課長が指定した職員がその事務を代決する。
- 5 課長は、第 6 条第 3 項の規定によりその権限に属する事務の一部を専決させる者が不在のときは、あらかじめ課長が指定した職員にその事務を代決させることができる。

教育政策課

管理職員等の範囲を定める規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和 8 年10月29日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第21号

- 管理職員等の範囲を定める規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則
(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)
- 第 1 条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長野県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。
別表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「室長」を「高校特色化推進担当課長 室長」に、「教育幹、保健厚生課」を「教育幹 保健厚生課」に改める。
(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)
- 第 2 条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のアの教育委員会の事務局及び教育機関の項中	「	教育事務所長	」	を	「	担当課長 教育事務所長	」
-----------------------------	---	--------	---	---	---	----------------	---

に改める。
附 則
この規則は、令和 8 年11月 1 日から施行する。

人事委員会事務局